

# Happy Birthday

VOL.43



かわくほ ももえ  
**川久保 百萌 ちゃん 1歳**  
戸石川町

1歳のお誕生日おめでとう。あなたの笑顔に癒されます。お姉ちゃんとお兄ちゃんと仲良くね。  
from 辰朗さん・郁美さん



すみえ まよい  
**住江 真宵 ちゃん 1歳**  
田平町

1歳おめでとう♡元気に大きくなってね♡だいすき♡  
from 沙樹さん



うらかみ らい  
**浦上 礼愛 ちゃん 3歳**  
野子町

3歳おめでとう！妹思いの優しいお姉ちゃん！これからも元氣いっぱい健やかに育ててね。  
from 淳子さん



ながた りこ  
**永田 莉煌ちゃん 5歳**



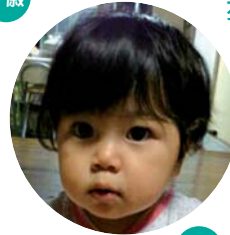
ながた こうが  
**永田 皇雅くん 1歳**



おりぐち たいせい  
**折口 大成くん 1歳**



たなか ことね  
**田中 琴音ちゃん 1歳**



あしだ あやね  
**岸田 絢心ちゃん 1歳**



ふじさわ まお  
**藤澤 真央ちゃん 1歳**

12月生まれの皆さんお誕生日おめでとうございます。にっこり笑顔の花がたくさん咲きました！ 編集室より

**募集しています**

## 大募集！「まちのひとびと」へあなたも投稿しませんか？

### 「クラブ紹介」

スポーツ団体や芸能団体など、平戸のまちで活躍するさまざまな団体を紹介します。私たちの活動を紹介して欲しいなど、掲載を希望する団体は広報ひらど編集室までご連絡ください。

1月  
生まれ  
募集中

## Happy Birthday 投稿募集！

発行月に誕生日を迎えるお子さんの写真を募集します。投稿締切は12月15日  
おめでとうメッセージ付きの掲載は先着3人まで。発行月前の15日までにお送りください。

投稿方法 写真、お子さんの氏名（ふりがな）、生年月日、性別、投稿者氏名、住所、電話番号、メッセージを添えて、郵便またはEメールでお送りください。

あて先 〒859-5192 広報ひらどHappy Birthdayコーナー  
Eメール kouhou@city.hirado.lg.jp



パパとママへ、  
早く出してね♪



※メール送信の際は、件名に必ず「1月号Happy Birthday」と入れてください。  
※ご投稿いただいた写真は、必ずしも掲載とは限りませんのでご了承ください。  
※被写体の承諾については、投稿者の責任となります。

▲こちらのQRコードからも投稿できます。

## 障がいのある人のための 福祉制度についてご存知ですか？

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるよう、さまざまな福祉制度があります。対象者の年齢、障がいの種類や程度、所得により、受けられるサービスは異なります。今月号では、この福祉制度について紹介します

■お問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎内線2564

### ●受けられるサービスの種類と内容について

#### ■福祉医療費助成制度

病院、薬局でかかった医療費の一部を助成する制度です。

#### 対象者

身体障害者手帳(1~4級)、療育手帳(A1~B2)、平成25年10月受診分からは、精神手帳1級(通院のみ)も対象になります。

※支給する額は、等級などによって異なります。



#### ■福祉タクシー

タクシー業者を利用する際に基本料金の一部を助成する制度です。

#### 対象者

- 身体障害者手帳1、2級を持ち、車いすを常用している人
- 視覚障害の身体障害者手帳1級を持ち、所得税非課税世帯に属している人
- 療育手帳を持っている人

#### 内容

タクシー券発行枚数…対象者1人当たり、年間48枚まで  
助成額…1回の乗車につき、初乗り料金の9割助成



#### ■NHK受信料免除

NHKの受信料が世帯の課税状況などによって免除される制度です。

#### 対象者

##### 全額免除

障害者(身体・知的・精神)が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村住民税非課税の場合

##### 半額免除

- ①重度障害者(身体1・2級、知的A、精神1級)が世帯主(契約者)である世帯
- ②視覚または聴覚障害者が世帯主(契約者)である場合

### ●障害者手帳がなくても受けられる制度をご存知ですか？

#### ■難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する制度です。

#### 対象者

身体障害者手帳の交付を受けていない18歳未満の児童

#### 内容

補聴器基準額の2/3の額を助成



#### ■補装具・日常生活用具

失われた身体機能を補完または代替する装具や、日常生活を容易にするための用具を給付する制度です。

#### 対象者

難病(対象疾病に限る)の人。身体障害者手帳、療育手帳を所持している人

#### 内容

車いす、義足、矯正眼鏡、補聴器、たん吸引器、頭部保護帽、入浴補助用具など  
※上記以外にも購入できる装具、用具があります。

※上記で紹介しているサービス以外にも、さまざまな障害福祉サービスがありますので、お気軽にご相談ください。